

平成22年4月2日
(照会先)
記録問題対策部:(記録問題の取組状況)
記録問題対策グループ長 山田 勝土
梶本 一憲
(電話直通 03-6892-0754)
年金給付部:(年金額回復の具体的事例)
給付企画グループ長 渡部 浩
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年4月2日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年4月2日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、今回より、「年金額回復の具体的事例」(1月第5週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめることとしました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年4月2日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1 ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	39万件	22年3月19日	-1万件	22年3月12日	受給者分 回答 3,176万件 (未回答 507万件) 加入者分 回答 4,907万件 (未回答 2,043万件)
	機構本部分(※2)	25万件	(累計)	-2万件		
2 5000万件的未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,414万件	22年3月19日 (累計)	+6万件	22年3月12日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,681万件
	厚年/国年	1,137万件/277万件		+5万件/+1万件		
	男/女	641万件/773万件		+2万件/+4万件		
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	361万件/1,023万件		+1万件/+4万件		
3 再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.6か月	22年3月19日	0.0か月	22年3月12日	
	進達に至っていない申出件数	2.1万件		-0.1万件		
4 再裁定	平均処理期間	2.4か月	22年2月末 (3月15日支払分)	0.0か月	22年1月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
	未処理件数	11.1万件		-1.6万件		
5 時効特例給付	平均処理期間	2.4か月	22年2月末 (3月15日支払分)	-0.1か月	22年1月末	
	未処理件数	26.3万件		-1.8万件		
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	7.6千件	22年3月第2週分	7.0千件	22年3月第1週分	(20年5月以降の累計)100万件 542億円
	年金額増額の総額(概算値)	3.7億円		3.4億円		
7 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,069万件(99.1%)	22年2月末	+4万件	22年1月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
	受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.4万件(1.8万件)		+0.1万件(-0.2万件)		
	再裁定進達件数	4.2万件		+0.6万件		
8 コールセンター	応答率	94.6%(79.7%)	22年3月第3週分	93.3%(41.7%)	22年3月第2週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
	応答呼数/総呼数	7.1万件/7.5万件 (7.2万件/9.0万件)		10.0万件/10.7万件 (11.6万件/27.8万件)		
9 年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	15日(月): 4(51) 16日(火): 3(28) 17日(水): 1(31) 18日(木): 1(15) 19日(金): 1(14)	22年3月第3週分	8日(月): 7(69) 9日(火): 2(36) 10日(水): 2(36) 11日(木): 4(51) 12日(金): 3(36) 13日(土): 0(2)	22年3月第2週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10 標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	843件	22年3月19日 (累計)	+2件	22年3月12日	
	うち2万件的の戸別訪問対象事案数	538件		+1件		

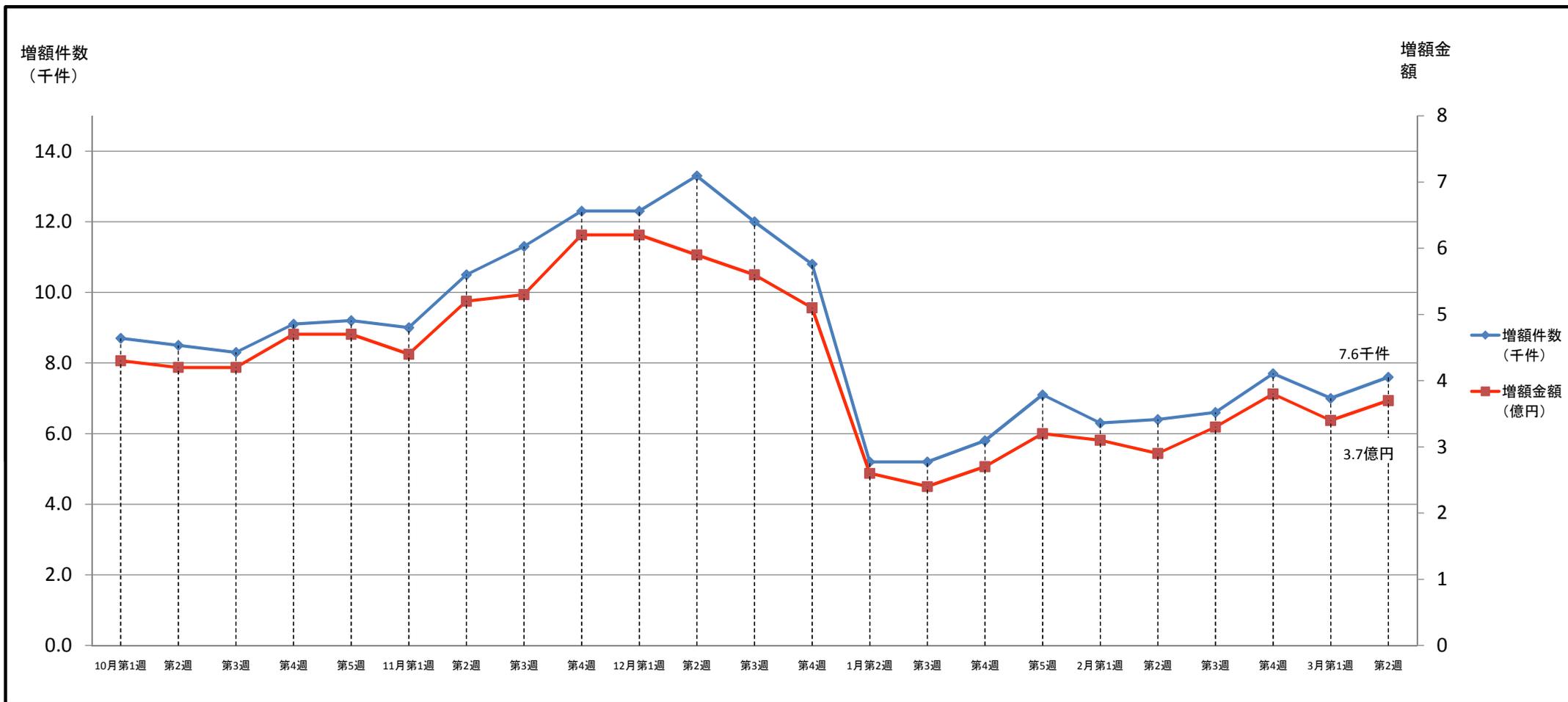
(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

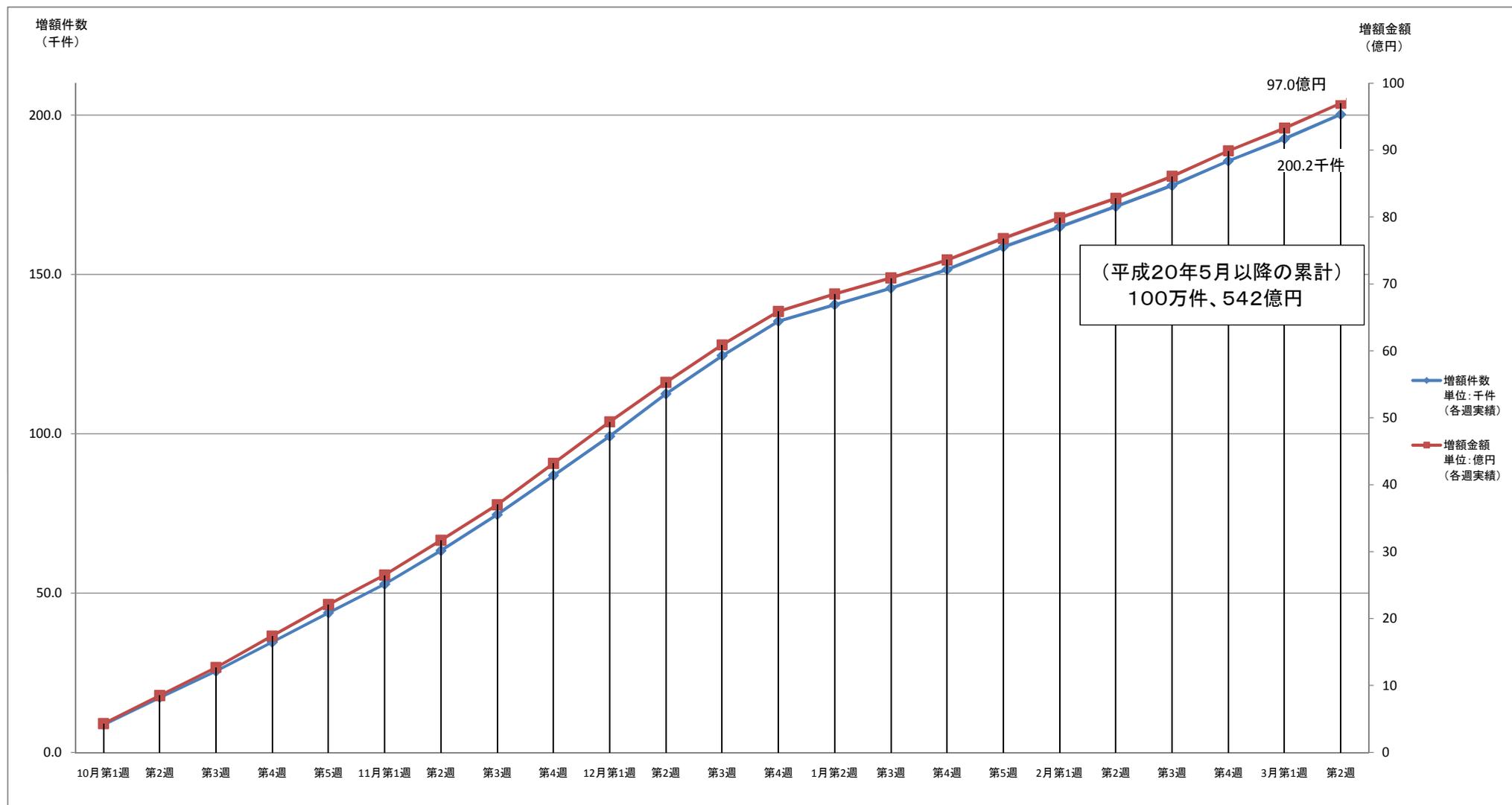
記録訂正による年金額(年額)の増額



	10月					11月				12月				1月				2月				3月	
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週
増額件数 (千件)	8.7	8.5	8.3	9.1	9.2	9.0	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6
増額金額 (億円)	4.3	4.2	4.2	4.7	4.7	4.4	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
 なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月					11月				12月				1月				2月				3月	
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	8.7 (8.7)	17.2 (8.5)	25.5 (8.3)	34.6 (9.1)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	4.3 (4.3)	8.5 (4.2)	12.7 (4.2)	17.4 (4.7)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

平成22年1月25日から29日までに全国の年金事務所で行った年金額試算において増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	84歳	女	745,500円	654,000円	1,399,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に140月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者)	<p>○グレー便(厚生年金の旧台帳記録と基礎年金番号を突き合わせによりご本人の記録の可能性のある方へのお知らせ)の回答票が社会保険業務センターから回付され、旧台帳記録の会社名等について確認のためご本人に電話連絡をしたところ、旧台帳記録がご本人の申出された内容と一致した。また、ご本人の職歴についてお尋ねしたところ旧台帳記録の期間以外にも当該会社に勤めていたとの申出があり、「年金加入記録照会票」の提出を求めた。後日、ご本人から「年金加入記録照会票」の提出を受け調査したところ、異なる3つの年金手帳番号の記録(氏名の一部が異なる記録)があり、ご本人に確認したところ異なる氏名で加入していたとの申出があり、旧台帳記録と異なる3つの記録を合わせて140月の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p> <p>○ご本人は国民年金の加入期間が296月あり現在、旧法国民年金老齢年金(654,000円)を受給中で、今回判明した厚生年金の記録が140月あるため厚生年金の加入期間が1年(12月)以上ある方に支給される旧法通算老齢年金を新たに受けることができることとなった。</p>	約2,130万円
2	83歳	女	729,300円	303,000円	1,032,300円	回復前の厚生年金加入期間267月に207月を追加。	<p>○ねんきん特別便(全員便)の回答票が社会保険庁業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と申出の「旧姓情報」により加入期間について調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	約2,080万円
3	60歳	女	607,300円	461,900円	1,069,200円	回復前の厚生年金加入期間235月に20月を追加。	<p>○夫の死亡(平成17年5月)による遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップの対象者であるご本人に連絡をとったところ、後日、ご本人から夫(故人)の職歴が郵送され、その職歴に基づき調査したところ会社名と勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p> <p>○なお、夫(故人)は老齢厚生年金が受給できる年齢に達する前に死亡したため未支給年金の発生はない。</p>	約1,970万円
4	79歳	女	592,500円	803,600円	1,396,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に135月を追加。(老齢基礎年金受給者)	<p>○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「もれや間違いがない」と記載し相談窓口にご本人が持参した際、相談担当者が回答票に記載された旧姓情報に気づき、ご本人に結婚前の職歴(会社名)を聴取り調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明した。ご本人によると当該記録(期間)は脱退手当金の支払を受けたとの申出であるが、脱退手当金の支払の事実を確認するため期間照会申出書を提出いただき調査したところ、後日、当該記録(期間)について被保険者台帳の記載内容から脱退手当金を支払っていないことを確認し、記録を統合した。</p>	約1,730万円
5	81歳	男	581,400円	2,029,100円	2,610,500円	回復前の厚生年金加入期間203月に73月を追加。	<p>○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象者であるご本人への数回にわたる連絡及び訪問による面談を実施し、ご本人の記憶により職歴を順番にたどっていただき、会社名や当時の同僚の氏名を思い出していただいた結果、ご本人のものと思われる記録とご本人の記憶と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	約1,370万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
6	87歳	女	522,700円	441,800円	964,500円	回復前の厚生年金加入期間182月に68月を追加。	○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「訂正なし」として回答されたご本人が相談窓口に来所され、回答票を郵送した後に勤務期間と一致していないことに気付いたとの申立てがあり、ご本人の申出た会社名と勤務期間を確認したところ資格喪失日が誤っていたことが判明し、記録を訂正し統合した。	約1,490万円
7	74歳	女	483,600円	447,800円	931,400円	回復前の厚生年金加入期間197月に63月を追加。	○ねんきん特別便(名寄せ便)の回答票に「会社4か所のもれがある」と記載し相談窓口にご本人が持参、ご本人の申出の会社名と勤務期間から調査したところ2か所の厚生年金の記録についてはすぐ判明したが、他の会社の記録は判明しないため、申出された会社を管轄する事務所に照会をしたところ、後日、管轄事務所よりご本人の厚生年金の記録が判明したとの回答を受け、記録を統合した。	約1,380万円
8	71歳	男	460,600円	1,984,500円	2,445,100円	回復前の厚生年金加入期間372月に93月を追加。	○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参、ご本人の申出の会社名と勤務期間から記録を調査したが判明しないため、申出された会社を管轄する事務所に照会をしたところ、後日、管轄事務所よりご本人の厚生年金の記録が判明したとの回答を受け、記録を統合した。	約1,080万円
9	84歳	男	458,900円	2,069,600円	2,528,500円	回復前の厚生年金加入期間292月に69月を追加。	○グレー便(厚生年金の旧台帳記録と基礎年金番号を突き合わせによりご本人の記録の可能性のある方へのお知らせ)の回答票がご本人より郵送で届き、ご本人に電話連絡をしたところ、入院中のため確認できなかったが、後日、ご本人が相談窓口に来所され、確認を行ったところ、ご本人の申出の会社名と勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,100万円
10	71歳	男	441,700円	173,600円	615,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に129月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○ねんきん特別便(名寄せ便)の回答票が社会保険業務センターより回付され、調査したところご本人の申出た会社以外の会社記録もあるため、ご本人に電話連絡で会社名と勤務期間を確認したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,040万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件(事例3、5、7、10)
ねんきん特別便(全員便)	4件(事例2、4、6、8)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	0件
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	2件(事例1、9)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件(事例3、5)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳 女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケースは死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額で、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)